

資料 5 - 2

資金管理業務諮問委員会運営規則

平成 15 年 8 月 26 日

(構成)

第 1 条 本財団に、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 99 条及び本財団寄附行為第 38 条の規定に基づき、資金管理業務諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は委員 9 名以内をもって構成する。

(委員長)

第 2 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を述べさせ、又は説明を受けることができる。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、必要と認める意見を理事長に述べる。

(1) 資金管理業務規程

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 再資源化預託金等の運用

(5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 98 条に規定する特定再資源化預託金等の取扱い

(6) その他資金管理業務の実施に関する重要事項

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催・招集)

第 5 条 委員会は原則として、四半期に一度開催する。

2 委員会は委員長が招集する。ただし、設置当初の委員会の招集は理事長が行う。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

ただし、委員長が必要と認める場合であって、全委員の了承がある場合には、書面的方法による審議を行うことができる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(公開)

第7条 委員会は、原則、議事録及び資料を公開することとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は資金管理センターに置く。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、その他委員会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

附則

この規則は、平成15年9月2日から実施する。